

早稲田大学
クレジットビジネス研究所
Institute for Research on Credit Business
Waseda University

公開研究会
報告書

「資金需要者の置かれた状況と大阪府の取組み
—調査結果及び再チャレンジ支援プラザの活動—」

2011年12月22日（木）
早稲田大学国際会議場

「資金需要者の置かれた状況と大阪府の取組み — 調査結果及び再チャレンジ支援プラザの活動 —

大阪府商工労働部貸金業対策課総括主査
藤原由美



平成23年度：一般府民（消費者金融等の利用の有無は問わない）、消費者金融を利用している消費者及び中小零細事業者、大阪府登録貸金業者、府内に事業所のある信金・信組・財務局登録貸金業者（市場の縮小、及び総量規制に関する考察）

大阪府内では、消費者金融の利用者は平成21年度調査では成人府民の5.5%程度であったが、平成23年度の調査では2.6～3.0%程度に減少したと推測される。特に、年収700万円～1,000万円の世帯における利用率が減少しており、総量規制に抵触して新たな借り入れができず、返済のみになっている方が増加していると思われる。しかしながら、年収6～700万円を超える世帯では、家計をキャッシュフローベースでみると、マイナスとなる世帯はほとんどみられないことから、この層は借金を返済してなお資金の余裕ありと見込まれ、総量規制を一律に適用することは必要以上に市場縮小を招くのではないかと考えられる。（※キャッシュフロー算定：（世帯年収－必要生活費）×0.9－借金返済額）（金利に関する考察）

「いくらが適正金利か？」というのは非常に難しいテーマである。正解を見出すのは困難であるが、調査では、人々は相当冷静に借り入れの金額と期間を勘案して金利の妥当感を判断しているという結果を得た。例えば、消費者金融を利用している中

1. 調査実施の背景

大阪府は、改正貸金業法完全施行の前後を挟んで小規模金融市場の調査を実施してきた。これは、完全施行に伴い市場が縮小し、資金繰りに窮する府民が生じるのではないかとの懸念があったからに他ならない。調査結果は、法改正は「多重債務者を生じさせない」という所期の目的を達成するに有効ではあったものの、規制が一律に過ぎるため市場にひずみが生じていることを示唆するものであった。

2. 調査結果

調査は平成21年度～23年度の3か年にわたって実施した。調査対象は下表のとおりである。

平成21年度：消費者金融を利用している消費者、大阪府登録貸金業者

平成22年度：ノンバンク（消費者金融以外を含む）を利用している消費者及び中小零細事業者

小零細事業者の方に「50万円で1か月後52万円返済（年利48%）」と「100万円で半年後113万円を返済（年利26%）」の金利に対する感覚を聞いたところ、前者（48%）を妥当・安いと考える人の割合のほうが、後者（26%）を妥当・安いとする人の割合よりも高かったのである。

（貸金業に対する意識に関する考察）

貸金業者に対するイメージを尋ねたところ、消費者金融利用者と一般府民では明らかな差が見られた。消費者金融を利用している消費者・中小零細事業者とも、おおむね60%前後の方が貸金業者の迅速性・手軽さをプラス評価していたが、一般府民では「自分とは関係ないもの」として評価しない方が45%、高金利・過酷な取り立て・過剰貸付等のマイナス評価をしている方が40.6%であった。施策展開の際には、貸金業を利用していない方のイメージに過大に振り回されることなく、実際に消費者金融の利用者のニーズを把握することが重要であろう。

但し、消費者金融利用者においても、30%前後が貸金業者に対しマイナス評価していたことを鑑みるに、業界としてマイナスイメージ払拭のために、誠心誠意取り組まれることを期待したい。

3. 大阪府再チャレンジ支援プラザの取組み

大阪府では、平成23年に返済困難者に対する総合的な相談窓口として「再チャレンジ支援プラザ（お金の悩み相談室）」を開設した。平成21年度に実施した調査において、単に債務整理を行っただけではその後の生活再建につながっていないという結果を得たことがきっかけとなっている。

プラザでは、相談員にケースワーカーを配置し、借金に至った理由や背景を見極

め、福祉や就労等の施策と連携した総合的な支援に組織的に取り組んでいる。また、専門家にかかる費用をその後の生活再建に役立てて欲しいという趣旨から、専門家に頼るのではなく、相談者自身による債務整理の支援も行っている。取り組みは緒に就いたところであるが、今後は府内市町村等関係機関と連携して、支援の充実拡大に努めていきたい。

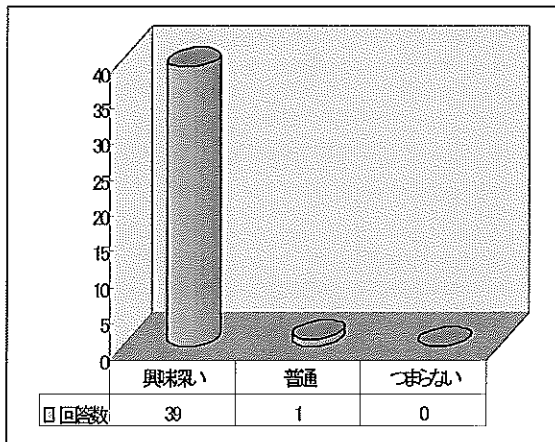
4. 課題設定

大阪府では、平成22年7月に「借り手に対するセーフティネットの充実」と「府内の資金流動性を高めながらどうしても必要とする人々にチャンスの提供」の実現を目指して、「小規模金融特区」を国に対して提案した。借り手保護と資金繰り支援のバランスのとれた優れたものであったと自負しているが、後段の具体策として「認証業者に限定した短期金利と総量規制の緩和」があったことから「多重債務問題の対処として設けられた規制に緩和措置を講じることは、その社会的意義を損なう」と判断され、認められることは無かった。

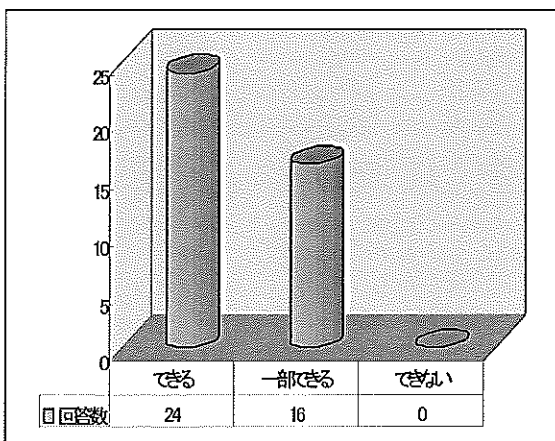
返済困難者の支援の充実等、府が独自で実施できる部分については努力を重ねているところであるが、金融行政はやはり国が責任をもって推進すべき事項である。今後、社会政策としての資金需要者の保護対策の充実強化を行うと同時に、経済政策としての市場の再構築が必要であると考えている。

ふじわら ゆみ／平成5年4月大阪府庁入庁。平成21年4月より現職。

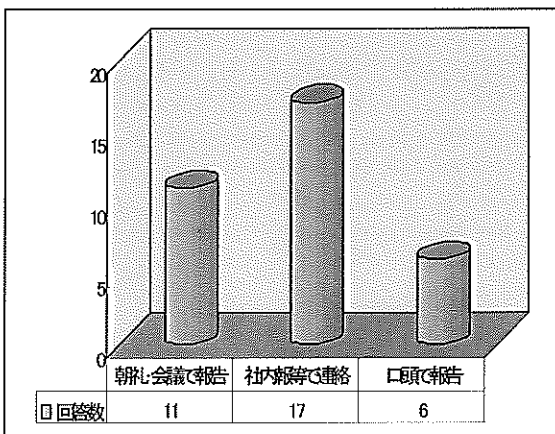
1. テーマおよび講演内容はいかがでしたか？



2. 本日本お配りした講演資料は、実際に御社でビジネス参考資料として活用できるでしょうか？



3. できるとお答えいただいた場合、今回の講演内容は社内でどのように活用されますか？



4. 講師への質問で聞きもらしたものの、あるいは再確認されたいことがあれば、お書きください。

【質問1】多重債務問題の今後の相談傾向。

【回答1】相談件数は月によるばらつきが見られ、今後の予測は困難です。しかしながら、昨年8月にPRを行った直後に相談件数が増加したことなど勘案すると、潜在的な返済困難者はまだ多数おられると思われます。周知を徹底すれば相談件数は増加することも予想され、今後一層周知を図るとともに、相談体制の充実に努めてまいりたいと考えています。

【質問2】資金需要者に対しての、形を変えた特区構想はあるのでしょうか。

【回答2】現状は種々懸念されると憂えています。が、現時点においては国の対応を注視したいと考えています。

5. お気づきになられた点、ご感想がございましたらお書きください。

●返済余力をキャッシュフローだけで見ていいものか、少し途惑うこともありました。

●日本貸金業協会の調査よりも、より深く踏み込んだ内容で、地方の貸金業対策課が行うには大変なことだったと思います。来年2月の結果も是非、色々なところに発表していただきたいと思っています。

●データで、複数回答かどうか判らないものがある。

●各県にも若者に対して、積極的にクレジット問題啓発の機会を多くすると良いと思います。

●消費者センターでは、クレジットの問題は解決していません。

●現場の実態が良くわかりました。一般事業者と消費者の金利に対する認識も良くわかりました。

●銀行の貸付が凄まじいことになっている。主婦もOK。収入証明不要。300万円までOKなど、今度は銀行が「多重債務者生産マシン」となっている。これでは何のための法改正であったのか。早急に歯止めが必要。

6. 今後取り上げてほしいテーマ、あるいは講演をお聞きになりたい講師の希望があればお書きください。

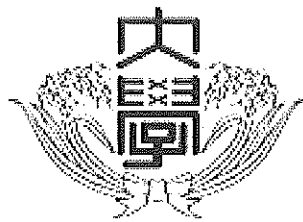
●過払い。

●平成23年「実態調査」の結果を是非改めてお聞きしたい。

●法の見直しの検討。

●破産のしやすさと上限金利との関係について海外との比較。(日本ほど破産しやすく上限金利が低い国はない)

●ソフトヤミ金について、現状は発生していないとの見解をコメントした金融庁・警察庁の担当者からお聞きしたい。



● 問い合わせ先 ●

早稲田大学クレジットビジネス研究所 リエゾン・オフィス
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3 階
Tel : 03-5273-8155 Fax : 03-5292-5136

URL : <http://www.waseda.jp/prj-ircfs/>
e-mail : ircfs@kurenai.waseda.jp